



宿泊約款

Provisions Concerning Accommodation Agreements



(本約款の適用)

- 第1条 1.当ホテルの締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は慣習によるものとします。
- 2.当ホテルは、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができません。

(宿泊引受けの拒絶)

- 第2条 当ホテルは次の場合には、宿泊の引受けをお断りすることがあります。
- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする人が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をす
るおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)
による指定暴力団および指定暴力団員等(以下「暴力団」および「暴力団員」とする)またはその関係
者、その他反社会的勢力であるとき。
 - (5) 宿泊しようとする者が暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき。
 - (6) 宿泊しようとする者が法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき。
 - (7) 宿泊しようとする人が伝染病患者であると明らかに認められるとき。
 - (8) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
 - (9) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
 - (10) 大分県条例に特に規定される場合に該当するとき。
(大分県条例第五十七号旅館業法施行条例第五条)

(氏名等の明告)

- 第3条 当ホテルは、宿泊日に先だつ宿泊の申込み(以下「宿泊予約の申込み」という。)をお引き受けした場合には、期限を定めて、その宿泊予約の申込者に対して次の事項の明告を求めることがあります。

- (1) 宿泊者の氏名、年齢、性別、住所、国籍及職業
- (2) その他当ホテルが必要と認めた事項

(予約金)

- 第4条 1.当ホテルは宿泊予約の申込みをお引き受けした場合には、期限を定めて、宿泊期間(宿泊期間が3日をこえる場合は基本宿泊料金の3日間)の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。
- 2.前項の予約金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

(予約の解除)

- 第5条 当ホテルは、宿泊予約の申込者が宿泊予約の全部又は一部を解除したときは、次に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

1. 一般客

(1) 14名までの場合

イ、不泊の場合、宿泊者1名につきその宿泊第1日目の基本宿泊料金の100%

ロ、宿泊当日に解除した場合

宿泊者1名につきその宿泊第1日目の基本宿泊料金の50%

ハ、宿泊日の3日前の日から宿泊日の前日までに解除した場合宿泊者1名につきその宿泊第1日目の基本宿泊料金の20%

(2) 15名以上30名までの場合

- イ、不泊の場合、宿泊者1名につきその宿泊第1日目の基本宿泊料金の100%
- ロ、宿泊当日に解除した場合
宿泊者1名につきその宿泊第1日目の基本宿泊料金の50%
- ハ、宿泊日の5日前の日から宿泊日の前日までに解除した場合
宿泊者1名につきその宿泊第1日目の基本宿泊料金の20%

2. 団体客

(1) 31名以上100名までの場合

- イ、不泊の場合、宿泊者1名につきその宿泊第1日目の基本宿泊料金の100%
- ロ、宿泊当日に解除した場合
宿泊者1名につきその宿泊第1日目の基本宿泊料金の70%
- ハ、宿泊日前日に解除した場合
宿泊者1名につきその宿泊第1日目の基本宿泊料金の50%
- ニ、宿泊日の7日前の日から宿泊日の2日前までに解除した場合
宿泊者1名につきその宿泊第1日目の基本宿泊料金の20%
- ホ、宿泊日の14日前の日から宿泊日の8日前の日までに解除した場合
宿泊者1名につきその宿泊第1日目の基本宿泊料金の10%

(2) 101名以上の場合

- イ、不泊の場合、宿泊者1名につきその宿泊第1日目の基本宿泊料金の100%
- ロ、宿泊当日に解除した場合
宿泊者1名につきその宿泊第1日目の基本宿泊料金の70%
- ハ、宿泊日前日に解除した場合
宿泊者1名につきその宿泊第1日目の基本宿泊料金の50%
- ニ、宿泊日の7日前の日から宿泊日の2日前までに解除した場合
宿泊者1名につきその宿泊第1日目の基本宿泊料金の25%
- ホ、宿泊日の14日前の日から宿泊日の8日前の日までに解除した場合
宿泊者1名につきその宿泊第1日目の基本宿泊料金の15%
- ヘ、宿泊日の30日前の日から宿泊日の15日前の日までに解除した場合
宿泊者1名につきその宿泊第1日目の基本宿泊料金の10%

(3) 当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ予定到着時刻の明示されている場合はその時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。

(4) 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等、公共の運輸機関の不着又は遅延その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、先に定めた違約金はいただきません。

- 第6条 1.当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。
- (1)第2条第3号から第7号までに該当することとなったとき。
 - (2)第3条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。
 - (3)第4条第1号の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。
- 2.当ホテルは、前項の規定により宿泊予約を解除したときはその予約について収受した予約金があれば返還します。

(宿泊の登録)

- 第7条 宿泊者は、宿泊日当日当ホテルのフロントデスクにおいて次の事項を当ホテルに登録してください。
- (1)第3条第1号の事項
 - (2)外国人にあっては旅券番号、日本上陸地及上陸年月日
 - (3)出発日及時刻
 - (4)その他当ホテルが必要と認めた事項

(チェックインタイム及びチェックアウトタイム)

- 第8条 1.宿泊者が当ホテルの客室を使用頂く時間は、15時から翌朝11時までとします。
- 2.当ホテルは前項の規定にかかわらず客室をあけて頂く時刻をこえて使用なさる場合には次の様に追加料金を申し受けます。
- 超過1時間までは3,000円
 - 以降1時間ごとに3,000円
- 3.当日の予約状況により、ご滞在の延長はお断りすることがあります。

(営業時間等)

- 第9条 1.当ホテルの施設の営業時間は別表の通りとします。
- 2.前項の時間は、臨時に変更することがあります。

(貴重品の扱い)

- 第10条 貴重品は、当ホテルにお預けいただくこともできます。その際は、お預けになる物品等の種類及び価額を明告したうえで、お預け下さい。当ホテルがお預かりした貴重品を保管もしくは管理している間に誤って壊したり、汚したり、紛失したり、または盗まれたりして元の状態で返還できなくなった場合には、お預かりした貴重品に対して、正当な権利を有する方に対して補償を致します。
- 但し、以下の物品に対しては補償を致しかねます。
- (1)15万円を超える価値を有する物品又は金銭等
 - (2)情報記録装置を有する機器 (パソコン・スマートフォン・その他のIT機器)に記録された情報
 - (3)個人情報に関わる物品 (顧客名簿等)

(料金の支払い)

- 第11条 1.料金の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手若しくはクーポン券、クレジットカードにより宿泊者の出発の際又は当ホテルが請求したとき当ホテルのフロントキャッシャーにおいて行っていただきます。
- 2.宿泊者が客室を使用したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

(利用規則の遵守)

- 第12条 宿泊者は、当ホテル内において、当ホテルが定めて、当ホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(宿泊継続の拒絶)

- 第13条 当ホテルは、お引き受けした宿泊期間中といえども次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。
- (1)第2条第3号から第7号までに該当することとなったとき。
- (2)前条の利用規則に従わないとき。

(宿泊者の責任)

- 第14条 1.宿泊者の責に帰すべき理由によって当ホテルの施設及び什器、備品を破損又は紛失されたときは弁償して頂くときがあります。
- 2.宿泊者の責に帰するルームキーの紛失の場合は弁償金として相当額を申し受けます。

(宿泊の責任)

- 第15条 1.当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントデスクにおいて宿泊の登録を行なった時又は客室に入った時のうちいずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するため客室をあけた時に終了します。
- 2.当ホテルの責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。